

◎新潟県教育委員会訓令第2号

県立学校

新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程（平成4年7月新潟県教育長訓令第11号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から実施する。

平成27年3月27日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規程は、新潟県教育委員会事務委任規程(昭和36年新潟県教育長訓令第2号)第5条の2の規定により県立学校の校長(園長を含む。以下「校長」という。)が割り振るとされている県立学校に勤務する職員(以下「職員」という。)の週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)及び勤務時間等(勤務時間及び休憩時間をいう。以下同じ。)の割振り等の基準に関し、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年新潟県条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。)第3条第3項、第5項及び第5条第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育職員 県立学校に勤務する<u>一般職の職員のうち校長、園長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、寄宿舎指導員、実習助手及び新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程(昭和50年新潟県教育委員会告示第10号)第3条第2号に規定する講師並びに次号に規定する臨時教育職員</u>をいう。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(教育職員の週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p><b>第4条</b> 教育職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」とい</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規程は、新潟県教育委員会事務委任規程(昭和36年新潟県教育長訓令第2号)第5条の2の規定により県立学校の校長(園長を含む。以下「校長」という。)が割り振るとされている県立学校に勤務する職員(以下「職員」という。)の週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)及び勤務時間等(勤務時間及び休憩時間をいう。以下同じ。)の割振り等の基準に関し、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年新潟県条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。)第3条第4項及び第5条第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育職員 県立学校に勤務する<u>新潟県職員定数条例(昭和24年新潟県条例第36号)の適用を受ける校長、園長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、寄宿舎指導員、実習助手及び新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程(昭和50年新潟県教育委員会告示第10号)第3条第2号に規定する講師並びに次号に規定する臨時教職員</u>をいう。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(教育職員の週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p><b>第4条</b> 教育職員の週休日及び勤務時間の割振りについては、別に定めるものを除くほか日曜日及び土曜日を週休日とし、1日の勤務時間は7時間45</p>

う。)を除く。)の週休日及び勤務時間の割振りに  
ついては、別に定めるものを除くほか日曜日及び  
土曜日を週休日とし、1日の勤務時間は7時間45  
分とする。

2 教育職員の短時間勤務職員の日曜日及び土曜日  
以外の週休日並びに1日の勤務時間は、教育長の  
承認を得て校長が定める。

3 第1項の規定にかかわらず、海洋高等学校漁業  
実習船海洋丸に乗船し、実習指導(8日以上のも  
のに限る。)を行う教育職員については、航海中  
以外の期間についてまとめて週休日を定め、かつ、  
52週の期間につき勤務時間が1週間あたり38時間  
45分となるように週休日及び勤務時間の割振りを  
定めるものとする。

(教育職員の勤務時間の定め)

**第5条** 校長が行う1日の勤務時間等の割振りは、  
別に定めるものを除くほか、次の各号の定めると  
ころによる。

(1)・(2) (略)

(3) 校長は、教育職員の短時間勤務職員の前条の  
規定による勤務時間を含む1日の勤務時間等につ  
いては、教育長の承認を得て、割り振るもの  
とする。

(教育職員以外の職員の週休日及び勤務時間の割  
振り)

**第9条** 教育職員以外の職員の週休日及び勤務時間  
の割振りについては、次に定める職員以外は、日  
曜日及び土曜日を週休日とし、1日の勤務時間は7  
時間45分とする。

なお、臨時的任用職員については、定数内職員  
の週休日及び勤務時間の割振りに準ずるものとす  
る。

(1) (略)

(2) 短時間勤務職員 日曜日及び土曜日以外の週  
休日並びに1日の勤務時間は教育長の承認を得  
て、校長が定める。

(教育職員以外の職員の勤務時間)

**第10条** 校長は、教育職員以外の職員(短時間勤務  
職員を除く。)の前条の規定による勤務時間を含  
む1日の勤務時間等については、午前8時から午  
後5時30分までの間において、別に定めるもの  
を除くほか、次の勤務時間等を標準として割り振  
るものとする。

勤務時間 月曜日から金曜日まで 午前8時30  
分から午後零時15分まで及び午後1時から午後5  
時まで

休憩時間 月曜日から金曜日まで 午後零時15  
分から午後1時まで

分とする。

2 前項の規定にかかわらず、海洋高等学校漁業実  
習船海洋丸に乗船し、実習指導(8日以上のもの  
に限る。)を行う教育職員については、航海中以  
外の期間についてまとめて週休日を定め、かつ、  
52週の期間につき勤務時間が1週間あたり38時間  
45分となるように週休日及び勤務時間の割振りを  
定めるものとする。

(教育職員の勤務時間の定め)

**第5条** 校長が行う1日の勤務時間等の割振りは、  
別に定めるものを除くほか、次の各号の定めると  
ころによる。

(1)・(2) (略)

(教育職員以外の職員の週休日及び勤務時間の割  
振り)

**第9条** 教育職員以外の職員の週休日及び勤務時間  
の割振りについては、次に定める職員以外は、日  
曜日及び土曜日を週休日とし、1日の勤務時間は7  
時間45分とする。

なお、臨時的任用職員については、定数内職員  
の週休日及び勤務時間の割振りに準ずるものとす  
る。

(1) (略)

(教育職員以外の職員の勤務時間)

**第10条** 校長は、教育職員以外の職員の前条の規定  
による勤務時間を含む1日の勤務時間等につ  
いては、午前8時から午後5時30分までの間にお  
いて、別に定めるものを除くほか、次の勤務時間  
等を標準として割り振るものとする。

勤務時間 月曜日から金曜日まで 午前8時30  
分から午後零時15分まで及び午後1時から午後5  
時まで

休憩時間 月曜日から金曜日まで 午後零時15  
分から午後1時まで

2 校長は、教育職員以外の短時間勤務職員の前条の規定による勤務時間を含む1日の勤務時間等については、午前8時から午後5時30分までの間において、教育長の承認を得て、割り振るものとする。

(非常勤職員の週休日及び勤務時間の割振り)

**第13条** 教育職員以外の職員のうち、非常勤職員(短時間勤務職員を除く。)の週休日及び勤務時間の割振りについては、別に定めるところによる。

**第14条** (略)

**第13条** (略)